

災害による市営住宅等の一時使用に関する要綱

平成13年3月2日

12川ま管第949号

(目的)

第1条 この要綱は、災害に被災した住宅困窮者に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項(行政財産の目的外使用許可)の規定に基づき、一時的な市営住宅の使用を認めることにより、被災者の自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害 火災、地震、水害等をいう。
- (2) 被災者 災害に被災し、自ら居住する住宅を失った者をいう。
- (3) 一時使用 災害時の緊急避難として、市営住宅を期間限定して使用することをいう。

(一時使用の許可要件)

第3条 市長は、市営住宅に公募による当選者の入居に支障がない適当な空家があり、かつ、災害で住宅を滅失した被災者が、次の各号に該当する場合に、市の指定する空家住宅の一時使用を許可することができる。ただし、国又は他の地方公共団体からの要請により、被災者に対し一時使用の許可をしようとする場合は、要請自治体等と協議の上、許可の取り扱いを定めるものとする。

- (1) 市内に居住していること。
- (2) 災害により、自ら居住する住宅を失った者が、他に避難先を確保できないこと。
- (3) 被災の証明書の発行を受けていること。
- (4) 原則として、被災後7日以内に市に連絡していること。

(一時使用の許可申請)

第4条 一時使用の許可を受けようとする被災者は、行政財産使用許可申請書及び使用料減額・免除申請書(川崎市公有財産事務取扱要領第11号様式(2)、第11号様式(3))

に次の必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体からの要請により、被災者に対し一時使用の許可をしようとする場合は、市長は必要書類の添付を免除することができる。

(1) 被災者の世帯全員の住民票

(2) 被災の証明書

(3) その他必要な書類

(審査)

第5条 市長は、申請書類が提出された場合は速やかに審査し、使用を認める場合は行政財産使用許可書（川崎市公有財産事務取扱要領第11号様式(1)）を交付し、住宅をあっせんするものとする。

(一時使用できる期間)

第6条 一時使用できる期間は、3ヶ月を限度とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、申請によりこれを延長することができる。

(使用料)

第7条 使用料は、使用料の算定基準（平成28年10月3日付け28川財運第693号）に基づき算定した額とする。ただし、その額が公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第2項及び同法施行令（昭和26年政令第240号）第3条に規定する算出方法により算出された近傍同種の住宅の家賃を下回る場合は、近傍同種の住宅の家賃を使用料とする。

2 使用料は、川崎市財産条例（昭和39年川崎市条例第9号）第3条第3項において準用する同条例第6条第1項第3号の規定に基づき、免除することができる。

(条例等の遵守義務)

第8条 被災者は、一時使用の許可を受けた住宅の使用に当たり、川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）以下「条例」という。）及び川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）並びに許可条件を遵守しなければならない。

(明渡し)

第9条 明渡しは、条例第25条の規定を準用するものとする。

(退去修繕費用)

第10条 退去修繕費用は、条例第23条の規定を準用するものとする。ただし、市長は、使用者に負担させることが適切でないと認めたものについて、その一部又は全部を使用者に負担させないことができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成13年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。